



県内建設業の働き方改革

～担い手確保・育成に係る県の取組み～



埼玉県 県土整備部 建設管理課

目 次



県内建設業の働き方改革について

- (1) 法令の改正・・・働き方改革関連法、新担い手三法
- (2) 施工時期の平準化・・・平準化の推移
- (3) 休日の確保・・・土曜一斉休工、週休2日制モデル工事
- (4) 生産性の向上・・・ICT施工、工事情報共有システム(ASP方式)の導入等
- (5) 担い手の確保・育成・・・地域連携ネットワーク



2. 県内建設業の働き方改革について (1)法令の改正

◆働き方改革関連法(労基法など)

○罰則付き時間外労働の上限規制

- ・36協定を結んでも超えることができない上限
(年720時間以内、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内)
- ・建設業への適用は施行から猶予期間を経た5年後(2024年4月～)

○年休5日以上の取得

- ・使用者が労働者に取得させる義務(年10日以上の有給休暇権利従業員)

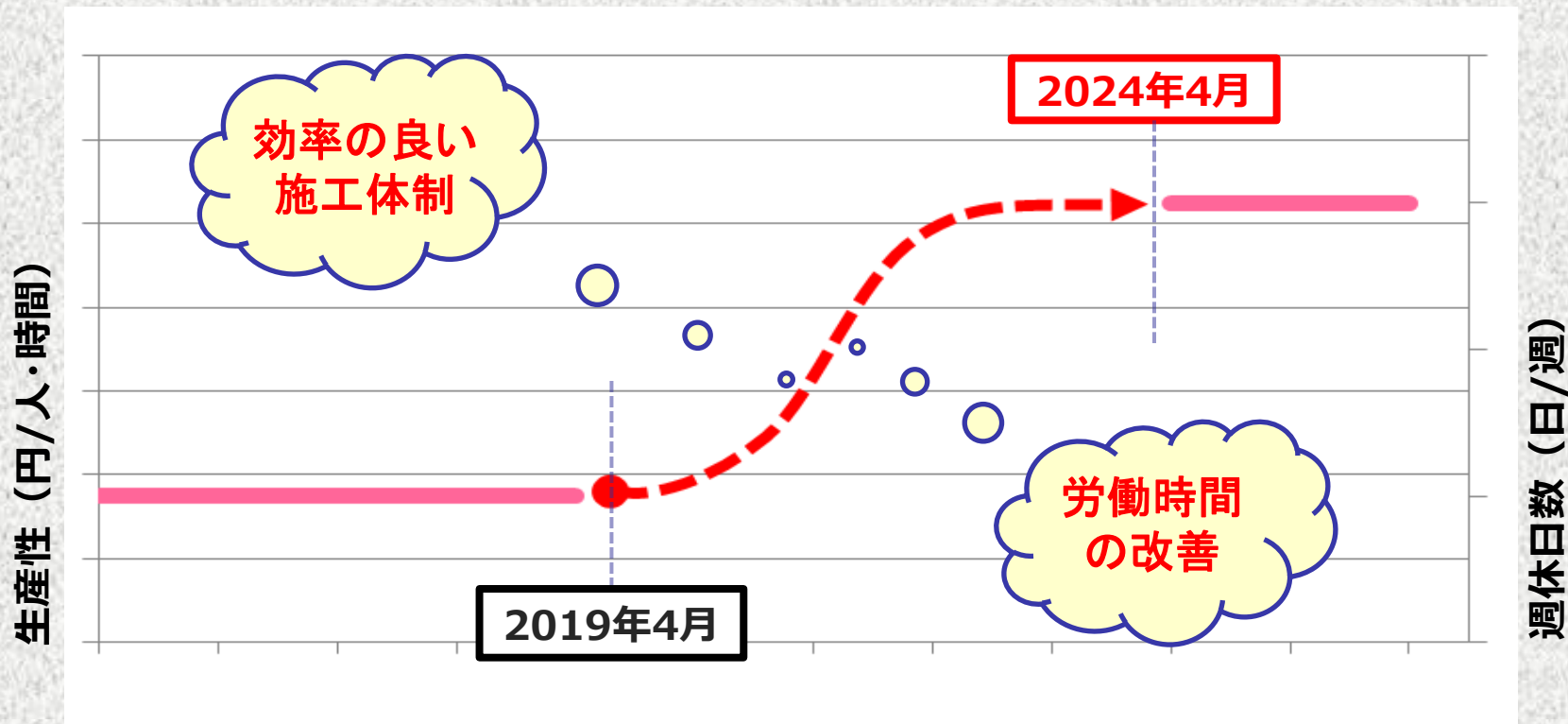
◆新・担い手三法(建設業法、入契法、品確法)

- 長時間労働の是正(必要な工期の確保、施工時期の平準化)
- 人材の有効活用(元請の監理技術者の兼任)
- 災害への緊急対応(入札・契約方法、災害協定の締結)
- 働き方改革への対応(適正な請負代金・工期での下請契約締結)
- 調査・設計の品質確保(調査等を工事と同様に位置付け)



2. 県内建設業の働き方改革について (1)法令の改正

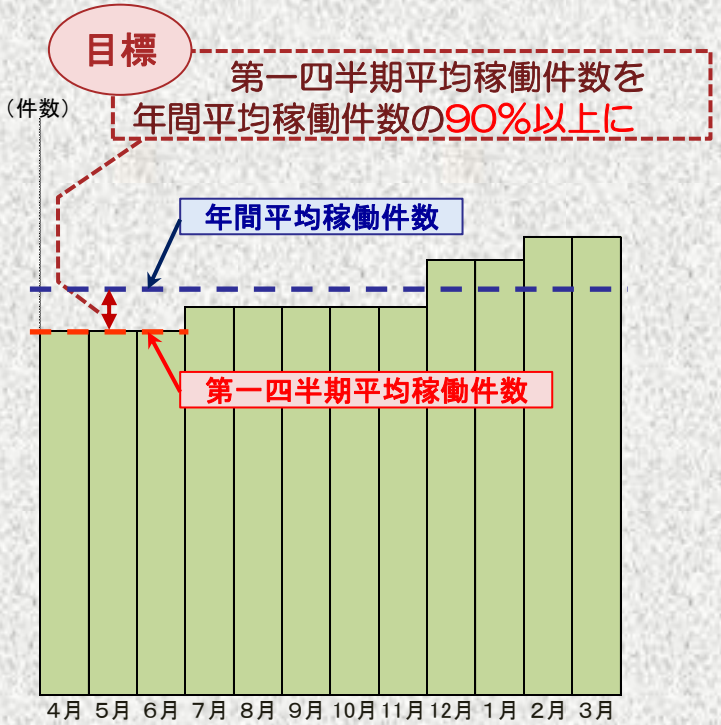
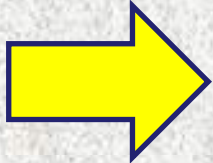
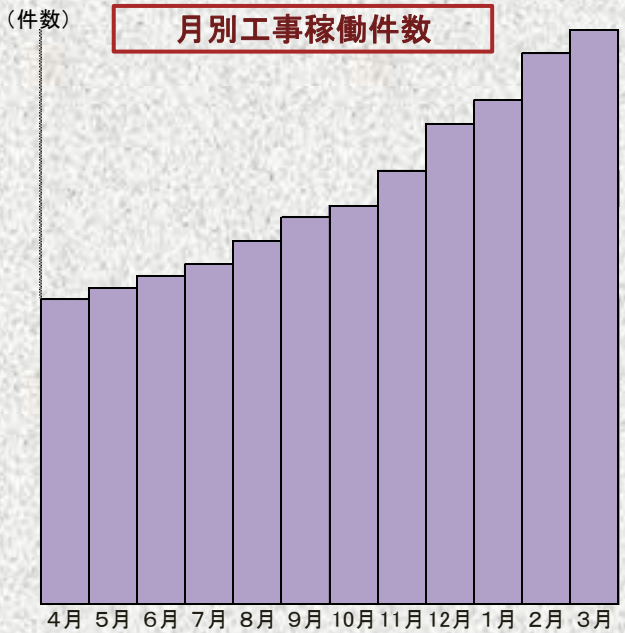
◆法令改正を受けた「目指すべき方向性」





2. 県内建設業の働き方改革について (2) 施工時期の平準化

◆ 平準化の効果

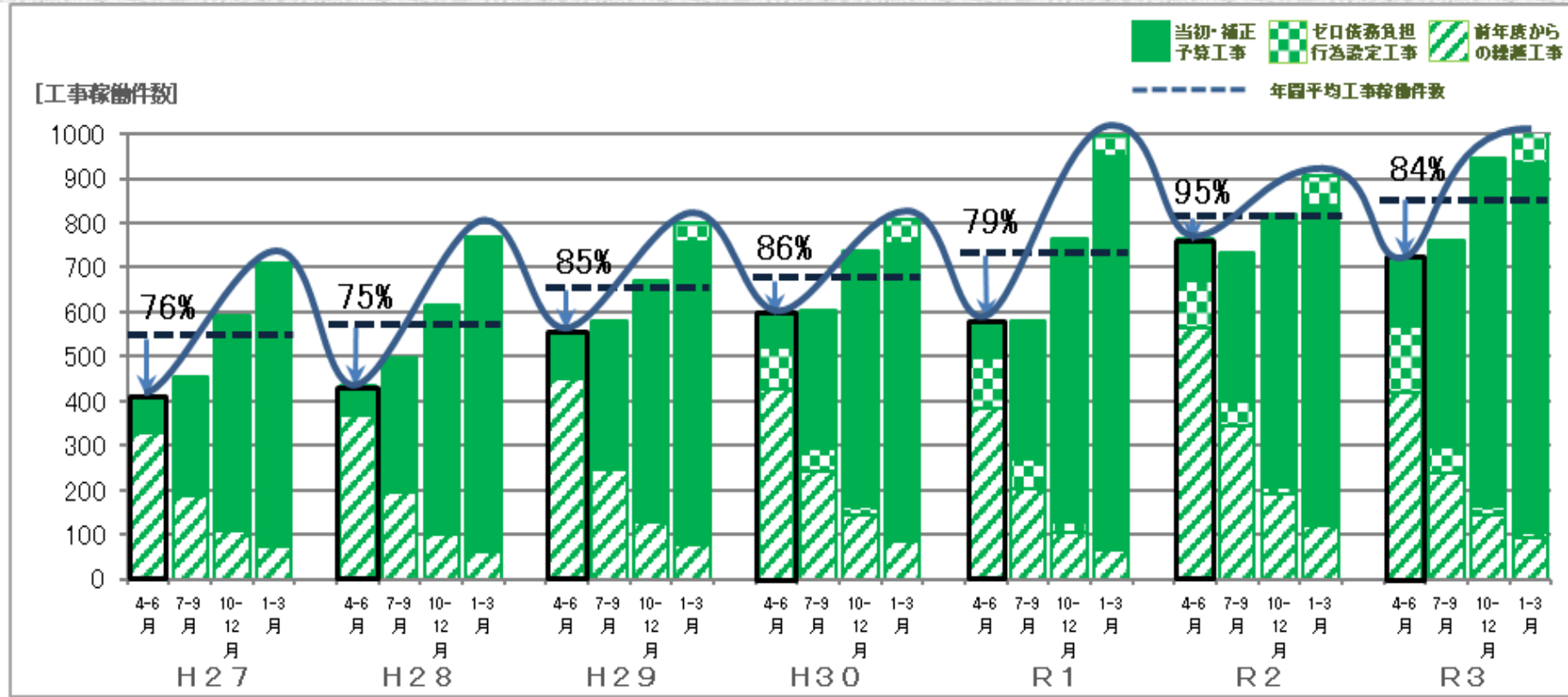


受注者側 → 人材、資機材の効率的な活用、雇用の安定化
発注者側 → 発注工事の品質確保、中長期的な公共事業の担い手確保



2. 県内建設業の働き方改革について (2) 施工時期の平準化

◆ 平準化率の推移 (H27～R3)





2. 県内建設業の働き方改革について (3) 休日の確保

◆ 県内公共工事の土曜一斉休工【H29～】

- ・目的: 建設業界の「**休日確保**」に関する**意識の醸成**を図る。
- ・体制: **埼玉県i-Construction推進連絡会**で合意した上で実施する。
※ 関東地方整備局、埼玉県、さいたま市、(一社)埼玉県建設業協会で構成
- ・回数: H29:2回、H30:5回、R1:5回、R2:6回、R3:7回、R4:7回
- ・結果: **平均実施率 76.3%(R4)**

**埼玉県内の公共工事を
一斉に休みます！**

～県内統一の“土曜一斉休工”～

建設業界の週休2日に対する意識向上や働き方改革推進の一つとして、関係団体連携して県内の公共工事を一斉休工する取り組みを行います。

実施日 ※ 8月～11月までのお盆休みを除く、毎月第2土曜日及び第3土曜日を土曜一斉休日とします。

令和4年
8月20日(土)、9月10日(土)、9月17日(土)
10月8日(土)、10月15日(土)
11月12日(土)、11月19日(土)

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。希望と魅力のある建設業の実現目指して、埼玉県内の公共工事を一斉に休工する試行を行います。(緊急工事などは除きます)

埼玉県i-Construction推進連絡会(幹事会)

- 国土交通省関東地方整備局
- 利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、二瀬ダム管理所、荒川調節池工事事務所、大宮園道事務所、北首都園道事務所
- 埼玉県
- さいたま市
- (一社)埼玉県建設業協会

	工事件数	週休二日達成	達成率
直轄	131	104	79.4%
埼玉県	502	436	86.9%
さいたま市	824	572	69.4%
県全体	1,457	1,112	76.3%



2. 県内建設業の働き方改革について (3) 休日の確保

◆ 週休2日制モデル工事【R1～】

- ・目的： 建設業における将来の担い手確保・育成に資する「週休2日」の定着を図る。
- ・実施： 4週8休以上の現場閉所（現場代理人や監理技術者等の休日は、現場閉所に連動）
- ・経費補正

経費	発注者指定	受注者希望		
	4週8休以上	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
労務費	1.05	1.05	1.03	1.01
機械経費	1.04	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.06	1.04	1.03

・工事成績評定の加点【R3.2～】

	発注者指定	受注者希望
4週8休以上	2点	2点
4週7休以上	—	1点
4週6休以上	—	0.5点

※ 加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評定の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

市場単価方式による積算について、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定(R3.4～)

・発注件数目標(実績)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発注者指定	10件(10件)	30件(36件)	100件(250件)	全 300件	全 700件	全 1,000件
受注者希望	20件(33件)	120件(121件)	300件(507件)	工 700件	工 300件	工 —

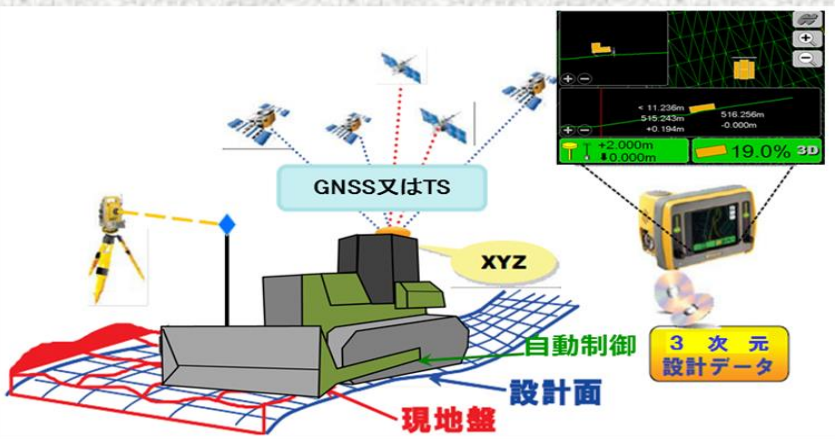


2. 県内建設業の働き方改革について (4)生産性の向上

◆ICT施工(測量から施工の流れ)



- ・ 重機の日当たり施工量最大1.5倍
- ・ 作業員 約1/3





2. 県内建設業の働き方改革について (4)生産性の向上

◆ICT施工(実績及び工種拡大)

<土工>

- ・H29.3に試行要領を策定し、H29からは「原則、土工量1,000m³以上」に適用
- ・R3.2.22から「土工量5,000m³以上」は、「原則、発注者指定型」での発注を選択

	発注者指定型		受注者希望型		合計	
	発注	実施	発注	実施	発注	実施
H29	2件	2件	26件	9件	28件	11件
H30	3件	3件	55件	17件	58件	20件
R1	7件	7件	90件	19件	97件	26件
R2	10件	10件	111件	28件	121件	38件
R3	24件	24件	174件	47件	198件	71件

<舗装工>

- ・H31.3に試行要領を策定し、H31からは「原則、路盤工面積3,000m²以上」に適用
- ・R3.2.22から「舗装面積5,000m²以上」は「原則、発注者指定型」での発注を選択

<地盤改良工>

- ・R1.12に試行要領を策定

<舗装修繕工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工>

- ・R3.2.22に試行要領を策定



2. 県内建設業の働き方改革について (4)生産性の向上

◆工事情報共有システム(ASP方式)の導入

- ◆ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダ方式) の導入による合理化を図る。
 - ・インターネットを利用して、**受発注者間**で工事施工に関する**情報の共有**
 - ・成果品も含め、**工事関係書類のペーパーレス化**や**提出・受領の省力化**

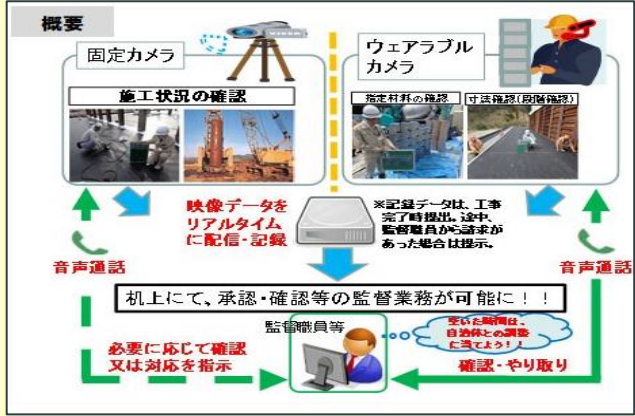
<工事情報共有システムイメージ>



<効果イメージ>

作業	作成	提出	決裁	修正を求められた場合
従来	ワープロ・表計算ソフト等での入力 	印刷 → 持参 → 提出 	紙資料に押印 	指図書項を確認→引取→ワープロ・表計算ソフト等で修正→印刷→持参→提出 引取ります 直しました
システム利用	システムでの入力 	→ [提出] をクリック 	システムで電子押印 	システムで指図書項を確認・修正→[提出] をクリック

<遠隔臨場機能の導入>



- ・令和3年度から6,000万円以上の工事で**試行開始**
- ・令和4年度から6,000万円以上の工事で**本格導入**
- ・令和5年度から3,000万円以上の工事に**拡大**



2. 県内建設業の働き方改革について (5)担い手の確保・育成

◆埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク

新入社員研修 (建設産業団体連合会)



フォローアップ研修 (建設産業団体連合会)



研修項目	人数(H28~30)
新入社員研修者	1,021人
フォローアップ研修者	1,395人
資格支援研修者	2,788人
資格試験合格者	1,416人
資格試験合格率	50.7%

現場見学会



セミナー



施工管理技士受験講習(造園業協会)



技能検定受験講習(室内装飾事業協同組合)





2. 県内建設業の働き方改革について (5)担い手の確保・育成

<埼玉県庁オープンデー(県民の日)>

「県庁オープンデー」3年ぶり開催！

「電気に親しもう！」
太陽電池搭載・昆虫型ロボット工作

